

【情報サービス関連産業】

集積業種	集積業種の定義	特定業種（日本標準産業分類）
ソフトウェア業、 情報処理・提供サービス業	各種ソフトウェアプログラムの作成や作成に関する調査分析などを行う企業等，メディア開発を行う企業等，情報の演算処理を代行する企業等や各種データの収集および提供などを行う企業等	39 情報サービス業
インターネット付随サービス業	モバイルコンテンツ制作・配信業などインターネットを利用する上で必要な情報提供や配信サービス，各種サポートサービスを行う企業等	40 インターネット付随サービス業
コールセンター	①顧客からの依頼を受け，電気通信設備（電気通信事業法（昭和59年法律86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を用いて，専任のオペレータが，集約的に顧客サービス等の業務を行うコールセンター ②電気通信設備（電気通信事業法（昭和59年法律86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を用いて，専任のオペレータが，集約的に顧客サービス等の業務を行うコールセンター	①929 他に分類されない事業サービス業 ②37 通信業， 40 インターネット付随サービス業， 61 無店舗小売業、62 銀行業、63 共同組織金融業， 64 貸金業， クレジットカード業等非預金信用機関， 66 補助的金融業， 67 保険業， 95 債権管理回収業
BPOオフィス	①顧客からの委託を受けて，人事，総務又は会計などの事務管理部門やカスタマーサービス部門の事務処理又はデータ処理に係る業務について，コンピュータ等の情報技術を用いて，付加的な価値を提供するBPOオフィス ②人事，総務又は会計などの事務管理部門やカスタマーサービス部門の事務処理又はデータ処理に係る業務について，コンピュータ等の情報技術コンピュータ的な価値を提供するBPOオフィス	①929 他に分類されない事業サービス業 ②37 通信業， 39 情報サービス業， 40 インターネット付随サービス業， 64 貸金業， クレジットカード等非預金信用機関， 67 保険業
データセンター	通信回線及びコンピュータ等の情報技術を用いて顧客の提供データを集約的に管理し，付加的な価値を提供するデータセンター	37 通信業， 39 情報サービス業
設計開発関連業	自動車関連産業を始めとした製造業又は情報通信業に係る設計開発を行う企業等	71 学術・開発研究機関， 74 技術サービス業又は 999 分類不能の産業のうち 3D-CAD（コンピューターを用いた3次元設計）やCAE（コンピューターを用いた強度等の解析や機能、性能等のシミュレーション）等の情報サービス業の供するサービスを使用するもの
デジタルコンテンツ関連業	デジタル技術を用いて，映画・ビデオ・テレビ番組・アニメーション等のコンテンツ制作・配給，レコード・ラジオ番組の制作等，書籍などの発行・出版及びWEB製作，3次元設計，デザイン，広告制作を行う企業等	41 映像・音声・文字情報製作業（4122 ラジオ番組制作業、4131 新聞業を除く）， 726 デザイン業， 73 広告業， 746 写真業のうちデジタル技術を用いて製品を製造するもの